

食品安全委員会（第 7 5 6 回会合）議事概要

日 時：令和元年 9 月 1 0 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 3 6

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長代理ほか 5 名出席

傍聴者：報道 1 名、行政機関 6 名、一般 2 名

議事概要

- （１）食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・ 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品添加物等の規格基準」（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号）から添加物 1 品目（香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。））の製造基準を削除すること。

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明

本件に係る添加物の製造基準の改正については、当該添加物が既存添加物名簿から削除されることに伴う製造基準の改正であり、今後、当該添加物の使用は見込まれないことから、食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- （２）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 農薬 4 品目

[1] 1、3-ジクロロプロペン [2] イマザピル

[3] フェンプロパトリン [4] ベンタゾン

（厚生労働省からの説明）

・ 農薬及び動物用医薬品 1 品目

シフルトリン

（厚生労働省からの説明）

・ 飼料添加物 1 品目

ジブチルヒドロキシトルエン

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明

農薬「1、3-ジクロロプロペン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬「イマザピル」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬「フェンプロパトリン」、「ベンダゾン」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬及び動物用医薬品「シフルトリン」については、農薬専門調査会で審議を行った後に動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

飼料添加物「ジブチルヒドロキシトルエン」については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等 1 品目

除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタM ON88701×MON88913系統

厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチドニナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

『RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチドニナトリウム』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造さ

れた添加物の安全性評価基準」(本則)による評価は必要ないと判断した。

『ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用して評価を行った結果、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来品と同等の安全性が確認されたと判断したため、「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。

『JPBL003株を利用して生産された β -ガラクトシダーゼ』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。